

# 三重県東日本大震災支援本部設置要綱

## (設置)

第1条 東日本大震災(以下「大震災」という。)に係る支援対策のため、三重県東日本大震災支援本部(以下「支援本部」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 支援本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大震災に伴う人的派遣に関する事。
- (2) 大震災に伴う物的支援に関する事。
- (3) 県内被害への支援に関する事。
- (4) その他大震災に伴う支援のため必要な事。

## (組織)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者を充てる。

- 2 本部長は、支援本部に関する業務を統括し、支援本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時又は本部長が不在の時はその職務を代理する。
- 4 支援本部の所掌事務を円滑に処理するため、幹事会を置く。

## (本部員会議)

第4条 対応方針の決定、連絡調整を円滑に行うため、本部員会議を開催する。

- 2 本部員会議は、本部長が招集する。
- 3 本部員会議は、本部長が主宰し、別表1の中からその都度必要と認めた本部員で開催する。
- 4 本部長は、別表に掲げる者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
- 5 本部員は、本部長に対して本部員会議の開催を求めることができる。

## (幹事会)

第5条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者を充てる。

- 2 幹事会は、本部員会議からの指示事項の処理及び、連絡・調整等を行う。
- 3 幹事会は、幹事長が主宰し、別表2の中からその都度必要と認めた幹事で開催する。

## (事務局)

第6条 支援本部の事務局は、防災対策部に置く。

- 2 事務局は事務局長及び事務局職員をもって構成し、事務局長は防災対策部副部長、事務局職員は、防災対策部防災対策総務課職員とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

| 区 分   | 所 属         |
|-------|-------------|
| 本部長   | 知事          |
| 副本部長  | 副知事、危機管理統括監 |
| 本部員   | 防災対策部長      |
|       | 戦略企画部長      |
|       | 総務部長        |
|       | 健康福祉部長      |
|       | 環境生活部長      |
|       | 廃棄物対策局長     |
|       | 地域連携部長      |
|       | 農林水産部長      |
|       | 雇用経済部長      |
|       | 観光・国際局長     |
|       | 県土整備部長      |
|       | 会計管理者兼出納局長  |
|       | 企業庁長        |
|       | 病院事業庁長      |
|       | 教育長         |
| 警察本部長 |             |

別表 2

| 区 分   | 所 属   | 職 名                 |
|-------|-------|---------------------|
| 幹 事 長 | 防災対策部 | 副部長                 |
| 幹 事   | 防災対策部 | 防災対策総務課長            |
|       | 戦略企画部 | 戦略企画総務課長            |
|       |       | 広聴広報課長              |
|       | 総務部   | 総務課長                |
|       | 健康福祉部 | 人権・危機管理監            |
|       | 環境生活部 | 環境生活総務課長            |
|       | 地域連携部 | 人権・危機管理監            |
|       | 農林水産部 | 人権・危機管理監            |
|       | 雇用経済部 | 人権・危機管理監            |
|       | 県土整備部 | 人権・危機管理監            |
|       | 出納局   | 会計支援課長              |
|       | 企業庁   | 危機・事業管理監兼 R D F 発電監 |
|       | 病院事業庁 | 経営支援・危機管理監          |
|       | 教育委員会 | 学校防災推進監             |
|       | 警察本部  | 警備第二課危機管理室長         |